

平成30年度決算に基づく

香川県財政健全化判断比率審査意見書

香川県公営企業資金不足比率審査意見書

令和元年9月

香川県監査委員

元監査第50号
令和元年9月2日

香川県知事 浜田恵造殿

香川県監査委員 三谷和夫

同 大西均

同 高田良徳

同 新田耕造

平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成30年度決算に基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

香川県財政健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成30年度決算に基づく香川県財政に係る健全化判断比率

2 審査の期間

令和元年7月19日から令和元年8月22日まで

3 審査の方法

平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率の審査は、

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか
を主眼として実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率	平成30年度決算に基づく比率 (%)	《参考》	
		早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
① 実質赤字比率	—	3.75	5.00
② 連結実質赤字比率	—	8.75	15.00
③ 実質公債費比率	10.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	199.2	400.0	

注1) 実質赤字比率については、実質赤字が生じていないため「—」を記載。

注2) 連結実質赤字比率については、連結実質赤字が生じていないため「—」を記載。

2 審査の意見

(1) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、10.0%であり、早期健全化基準の25%を下回っている。昨年度に引き続き改善しており、今後とも、適切な県債の管理と計画的な償還が望まれる。

(2) 将来負担比率について

将来負担比率は、199.2%であり、早期健全化基準の400%を下回っている。

この比率の算定に当たり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に定める算定方法に従って、内陸工業団地造成事業特別会計に係る未売却土地(長期リース用地を含む。)の売却収入見込額を将来負担額から控除している。

県財政の実質的な将来負担を軽減するためにも、今後とも、所要の対策を計画的に講じる必要がある。

香川県公営企業資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成30年度決算に基づく香川県公営企業の経営に係る資金不足比率

2 審査の期間

令和元年7月19日から令和元年8月22日まで

3 審査の方法

平成30年度決算に基づく資金不足比率の審査は、

- (1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
 - (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか
- を主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

公営企業会計名	平成30年度決算に基づく資金不足比率(%)	《参考》 経営健全化基準(%)
香川県立病院事業会計	—	20.0
臨海工業地帯造成事業特別会計	—	20.0
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	20.0
内陸工業団地造成事業特別会計	—	20.0

注) いずれの会計においても、資金不足が生じていないため、資金不足比率は「—」を記載。